秦野市駅前広場管理条例の一部を改正することについて

秦野市駅前広場管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

## 提案理由

鶴巻温泉駅南口周辺整備事業により工事完了する鶴巻温泉駅南口広場を駅前 広場として位置付けて管理するため、改正するものであります。

## 秦野市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

秦野市駅前広場管理条例(昭和55年秦野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

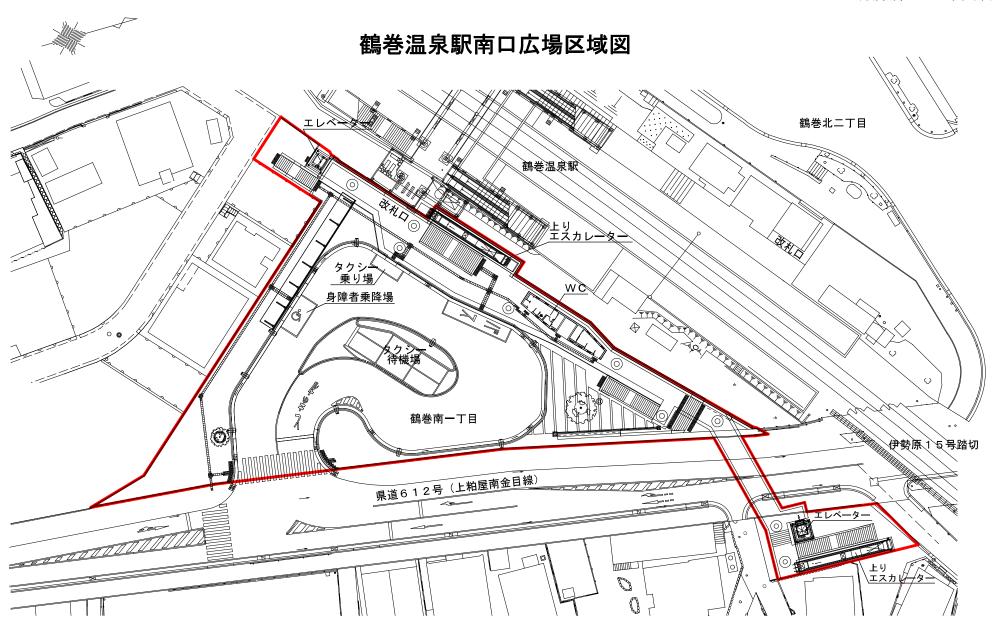
鶴巻温泉駅南口広場 秦野市鶴巻南一丁目1164番地の1ほか

附則

この条例は、鶴巻温泉駅南口広場の供用開始の日から施行する。

議案第21号 秦野市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧	
(名称及び位置)	(名称及び位置)	
第3条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称 位 置	名 称	位置
(略)	(略)	(略)
鶴巻温泉駅南口広場 秦野市鶴巻南一丁目1164番地の		
<u>1 ほか</u>		
2 (略)	2 (略)	
附則		
この条例は、鶴巻温泉駅南口広場の供用開始の日から施行す		
<b>వ</b> .		



は、鶴巻温泉駅南口広場区域です。